

宮古文尋 著

清末政治史の再構成

——日清戦争から戊戌政變まで——

一

大 坪 慶 之

戊戌變法や政變については、同時代的な關心にはじまり、今日に至るまで様々な研究が存在する。しかし当該時期の全體像は、必ずしも十分に解明されているとは言えない。その背景の一つには、主要な分析対象となってきた史料が政變の「敗者」の手によるため、⁽¹⁾一定のバイアスから逃れられなかったことがあげられる。加えて、當事者である翁同龢の日記にも改竄が指摘されるなど、⁽²⁾状況は困難を極めていると言えよう。そのような分野に挑む研究書が上梓された。著者の宮古文尋氏は、埼玉大學教養學部卒業後、民間企業勤務を経て、上智大學大学院文學研究科で博士（史學）を取得するという異色の経歴を持つ。また在學時には、第一章のもとになった論考で、⁽³⁾第四回石橋湛山新人賞を受賞している。本書は、著者が二〇一四年に提出した博士論文をもとにしたものである。

清末の政治史研究は、アヘン戦争以降、日清戦争や義和團事件といった重要な出來事に關心が集まる傾向にあった。これに鑑み著者は、序章にて戊戌變法から清末新政（光緒新政）、さらに辛亥革命へと至る道筋を示す政治史研究がないと、

自身の問題意識を披瀝する。特に日本では、思想史を中心に成果が蓄積される一方^④で、それらが政治史研究に活かされてこなかったと述べる。そのため各々の改革における政策の實行が、清朝政府の権力構造に及ぼした影響や、革命へと至る経過を明瞭に説明できていないとする。そして次なる問題点として、政策を検討するにあたり思想に焦点が当てられ、背後にある政治的目的を見過ごしてきたと指摘する。加えて、思想面から制度改革を見るだけでなく、それを掲げた人物による、自身の権力保持や増大を目的とする政治面を看過してはならないと主張する。

以上の問題点を克服すべく、著者は政治史研究の立場から、變法運動が戊戌政變により潰えることになった政治過程を、思想分析に加え政治権力をめぐる對立という観点から描き出すという課題を設定する。そして、日清戦争から戊戌政變に至る時期の、清末政治史の再構成を試みる。以下、その内容を詳しくみていくことにしよう。

二

本書は、序章・終章を含め全七章からなる。その構成を示すと、次のようになる。

序章

第一章 日清戦争以後の清朝對外聯携策の變轉過程

第二章 外國人接見時の儀禮變更と翁同龢の免職歸郷事件

第三章 戊戌政變の契機 —— 懋勤殿開設案と外國人招聘策 ——

第四章 補論 —— 戊戌政變前夜の外國人招聘策と「合邦」策 ——

第五章 張之洞と戊戌變法 —— 『勸學篇』における民權批判と清末新政の構想 ——

終章

第一章は、日清戦争以降の外交政策をめぐる對立に着目し、戊戌政變への道筋を明らかにする。先行研究では、この時

期について《守舊派Ⅱ聯露策》對《變法派Ⅱ親英日策》と説明され、それが變法をめぐる對立の構圖にも置き換えられているのが一般的である。しかし著者は、従来の解釋に疑問を呈し、兩派の對立は史料の裏づけを欠いているとする。そして日清戰爭開戦前後から戊戌政變前夜までの外交政策の變化を、その争點に留意しつつ丁寧に跡づける。まず、日清講和時期までの朝廷では、講和の可否やそこへと至る手法の違いにかかわらず、大勢は對外聯携、特に聯露策の重視であった。一方で、翁同龢ら主戦派はそれに否定的であった。しかし李鴻章が北京に来て領土割讓の可否が俎上に載るなかで、翁同龢も列強の干渉を利用して割讓回避に望みをかける方向に態度を變化させ、結果として對外聯携策が朝廷内の政策合意に基づく對外政策になっていくとする。

三國干渉の後、ロシアとの聯携は半ば國策となり、一八九六年の露清密約締結に至る。そして翁同龢がそれを積極的に推進したことから、聯露策は守舊派のみが標榜したのではないとする。聯露策は、翌年におこったドイツの膠州灣占領およびロシアの旅順・大連租借要求によって破綻する。そこでの對外政策の論點は、李鴻章らの主張する聯露策と、翁同龢らが進める對獨交渉による解決であった。他方、この時期に康有爲を中心とした變法派が、イギリス・日本と聯携して狀況の打開を圖る案を唱えるようになる。しかし朝廷では、すでに他國の干渉を頼りに外壓に抵抗するやり方に見切りをつけ、中國における列強の均衡を保ち、戰爭を回避する考えが主流となっていた。この對外政策をめぐる清朝政府と變法派の相違を、筆者は通説とは異なり、《對外聯携懷疑派》對《對外聯携派》と結論づける。加えて從來の見解にあるような、聯露策と聯英日策が争點となる局面は、一貫して存在しなかったと主張する。

第二章は、翁同龢が免職歸郷に至った要因を論じる。翁同龢を實質的に罷免した人物については、西太后とする説と光緒帝とする説の二つが存在する。著者は議論を始めるにあたり、後者の立場を取ると同時に、光緒帝が罷免を斷行した理由は、外國人接見時の儀禮變更をはじめとする種々の對立にあると唱える。そして、光緒帝が儀禮を變更しようとした理由と、翁同龢がそれに強硬に反對した理由を明らかにすることを目的として掲げる。

前者を扱う第一節では、最初に清末における皇帝の外國人接見について概観する。ここでは、同治帝の親政時に實現した公使接見が、光緒帝が幼少で即位したのに伴い總理衙門大臣による會見となっていたこと、それが光緒帝親政により復活したことが整理される。次に、一八九七年の儀禮變更拒否から翌年の容認に轉じるまでの経緯を、特に接見場所および儀禮の方法を中心に説明する。そのうえで、光緒帝による變更斷行は、ドイツによる膠州灣事件、ロシアの旅順・大連租借要求といった對外危機を打開しようとする外交上の理由で實施されたとする。また同時に、日清戦争での講和を摸索して各國に仲介を要請した際に、逆に公使接見儀禮に關する讓歩を求められ妥協した先例との共通性を指摘する。

第二・三節では、翁同龢側の議論がなされる。彼の罷免に關しては、當時から様々な理由が指摘されている。その中で著者は、特に張蔭桓が駐清日本公使矢野文雄に語った内容とされる日本側の記録を足がかりに、大きく二つの要因があつたとまとめる。第一は、變法をめぐる光緒帝と翁同龢の意見相違、第二は、外國人接見の儀禮變更をめぐる兩者の衝突である。そして、翁同龢が儀禮變更に頑ななまでに反對した原因としては、膠州灣事件における對獨交渉で翻弄され、それがもとで耐え難い批判にさらされたことにより受けた屈辱が大きかつたとする。

第三章は、西太后が戊戌政變を決斷した契機について考察する。ここでも著者は、西太后が外國人招聘策、なかでも懋勤殿を開設し外國人の顧問官を招聘する案に警戒感を持ったことが、政變斷行のきっかけであるとの自らの立場を表明し、たうで論を進める。まず最初に、西太后が變法を阻害するために翁同龢を罷免したとする通説に對し、彼女は變法に終始反對していたわけではなく、かつ翁同龢との關係悪化も確認されないとして疑問を呈する。また、それ以外の理由で西太后が翁同龢を罷免したとする説にも、人事をめぐる一聯の上諭は政治權力變動の觀點から、變法の推進ではなく、光緒帝が自らの教育係であつた翁同龢を罷免したことに對する彼女の危機意識から生じたと主張する。

次に、當時の政策決定における西太后と光緒帝の關係を、變法の推進状況とあわせ、先行研究をもとに整理する。そこで著者は、上諭などを出すにあたり、「光緒帝が、政治決定を下し、西太后が、それを點檢し、承認して」おり、「政治

決定権」は光緒帝にあった」が、西太后の意向を無視できず、「最終的な「政治決定権」は、西太后にあった」とする。そして西太后から、懋勤殿開設について苦言を呈された光緒帝が出した「衣帯の密詔」の紹介を皮切りに、自説を展開していく。そこでは懋勤殿の開設は、かつて提唱された制度局の代案であったこと、その違いは外國人の招聘、とりわけ彼らに政治的助言をする以上の役割を付與する點にあったこと、西太后は制度局の開設には賛同したが、懋勤殿については反対したことなどが述べられる。一方、建議に見られる招聘される外國人とは、「権限を持つ光緒帝の側近」、「顧問官」であり、與えられる権限の内容は、「光緒帝の政治決定に關與する権限であった」と主張する。そのうえで、西太后が懋勤殿開設案に強く反対した要因を、自らの「政治決定権」とも關わる政策決定過程への外國人の參與に求める。

最後に、それまでの議論をまとめつつ、外國人顧問官招聘への反対、光緒帝の獨斷専行を防ぐために西太后が頤和園から紫禁城西側の西苑へ移動したこと、訓政の再開という推移の中で、政變斷行に至るまでの経緯を跡づけていく。そして訓政再開の判断は、西太后が外國人招聘を警戒していたことに起因し、それが變法派の期待する伊藤博文の招聘や日英米との連携とも相俟ってなされたものと結論づける。

第四章は補論として、戊戌政變の鍵となった外國人招聘策と「合邦」策について、さらなる考察を加える。そこでの焦點は、懋勤殿に「光緒帝の政治決定に關與する側近」を迎える案は、かねてよりティモシー・リチャードが提案していた外國人招聘に基づくのか否か、また康有爲の「合邦」の語に對する理解は如何なるものだったのか、の二點である。

第一節では、リチャードの外國人招聘策が検討される。リチャードは自らが康有爲から要請された懋勤殿の「顧問大臣」「顧問官」を、回想録にて「adviser」と表現している。「adviser」の役割については、「光緒帝の政治決定に關與する」ことと「助言者」程度のもので二つが想定される。これを著者は、リチャードの回想録に出てくる用法を分析し、彼の認識は少なくとも前者ではないと主張する。また彼の外國人招聘案も、それまでの提案内容から「政治決定に關與する側近」を想定したものではなかった。これらの點から著者は、政變の契機となった伊藤博文の招聘は、第三章の結論と合

わせて、リチャードの建議をもとにしたものではなく、ゆえにリチャードが「合邦」の陰謀を實現すべく外國人の招聘を康有爲らに促したという説は成立しないとする。

第二節では、康有爲の用いる「合邦」策とは何かが考察される。ここではまず、康有爲は「聯結」「聯合」「聯邦」「合邦」の意味を區別せずに使っていることを指摘する。そのうえで、彼の言う「合邦」策とは國家の合併を企圖したものである。また、清と英米日の四國合同での政策決定機構に類するものを設ける提案は、リチャードの外國人招聘案そのものではなく、康有爲による擴大解釋から出てきたものとする。そしてその意味するところは、緊密な聯携を稱した表現、もしくはその誇張であつて、決して單一主權下での國家形成や國家の合併ではないと結論づける。

第五章は、張之洞と戊戌變法について考察する。變法には、地方大官が非協力的であつたというイメージがあるが、開始當初から全員がそうだったわけではない。例えば、湖廣總督の張之洞は『時務報』をはじめ、變法を宣傳する報刊を支持していた。一方で、のちに張之洞が變法派と民權をめぐつて對立し、その民權論を批判する必要に迫られた理由は未解明のままである。この原因について著者は、從來の研究が『勸學篇』での主張を思想的に分析してきた點にあるとし、「政治家」としての張之洞像を見ていく重要性を唱える。そして民權論と康有爲らの改革構想が、張之洞の政治権力とどのように對立するものであつたのかという問題意識のもと、大きく三つのテーマを掲げ具體的に論じていく。

第一の、張之洞が民權批判を行った真意、ならびに第二の張之洞が反變法派へと轉向した理由であるが、両者は關係が深いこともあり、内容を補完させながら言及される。ここでは、先行研究が積み上げてきた『勸學篇』における民權批判に關する論點を整理したうえで、『時務報』への干渉をはじめとする當時の動向を検討する。まず『勸學篇』の論理展開を見る限りでは、張之洞の民權についての考え方と『時務報』の論説は同内容であり、彼の批判對象は同誌による民權の主張そのものではなかつた。また、史料から確認できる張之洞による『時務報』への干渉は、清朝官僚の腐敗と無能を痛烈に批判した梁啓超の文章が掲載された號の發送禁止を命じた一件のみである。

他方、『湘學報』と『湘報』には、民権批判の矛先が向けられる。そして、張之洞が『勸學篇』を公にした契機は、兩誌に掲載された論説、とりわけ易鼐「中國宜以弱爲強説」が皇帝の命令を傳達する経路から地方官を除くという内容を含む點を問題視したことに求めるべきとする。その背景には、守舊派からの激しい反撥を招く可能性を考慮し、急進化する民権論の議論を、『時務報』誌上でのそれへと軌道修正する目的があった。これらから、著者は張之洞の民権批判の眞意および反變法派への轉向の理由は、「上達下令制度」から地方官を排除する論調への反駁にあったと結論づける。それは、一九〇一年の江楚會奏でも同様で、民意が朝廷の上層部まで届かず、上下が隔絶する現狀に危機感を抱きつつも、上奏制度の改革を提唱するなど、地方官を排除しない是正策を提示するに至つたという。

第三は、戊戌變法が地方大官を巻き込んだ改革となり得なかつた原因である。ここでは、康有爲の地方行政構想について検討される。彼の手による、いわゆる「第六上書」は、易鼐の説と同じ方向性を持っていた。それは中央から新たに人材を派遣し、地方行政を監督させるという、中央集權的なものである。ただし康有爲の構想は、元來そうだったわけではない。彼は光緒帝の召見がかない、自らの中央政界進出を確信するにおよび、議政機關公選の主張をやめるなど變節していった。そして、變法派の主張そのものも、地方主體より、中央からの一方的な政策の布告に基づくものへと變化していった。著者は、ここに變法運動から當初の支持者が離反し、停滞していく要因が顯著となつていのではないかと指摘する。

三

本書の清末政治史研究における最大の意義は、日清戦争から戊戌政變までの推移を、一つの大きな政治的流れとして描出したことにあるだろう。従來の研究は、戊戌政變を變法の歸結と捉え、兩者をひとまとめにした比較的短いスパンの中で、精緻な分析を積み重ねるといふ手法を取ることが多かった。同様の傾向は日清戦争にも見られ、各々が獨立したテー

マとして重厚な成果を蓄積してきた。一方で、その間の時期を対象とする政治史分野の研究は相對的に少なく、各テーマ同士の關係に留意しつつ體系的に考察するという課題が残されている。そのような状況下で、日清戦争の戦中・戦後の講和をめぐる動きから説き起こし、それが如何なる推移を経て變法、さらには政變へと繋がっていったのかを、複数の論考を通じて提示したことは重要な成果と言えよう。これを踏まえたうえで、以下では特に三點にしぼって、詳しく述べることにしたい。

一點目は、日清講和から戊戌政變に至るまでの朝廷内の動きを、實證的に明らかにしたことである。とりわけ外政が内政に及ぼした影響という観点から考察した第一章は、本書の白眉と言つてよいだろう。^⑤ 先行研究では、當時の外交政策をめぐる對立を論じるにあたり、聯露策Ⅱ西太后ら守舊派と聯英日策Ⅱ康有爲ら變法派が對立していたというイメージで語られている。時には、それが變法をめぐる對立の分析に援用されることもある。しかし著者は、實際にはそのような局面は存在せず、清朝政府内の基本的な構圖は、對外聯携派と對外聯携懷疑派しかなかったことを解明する。加えて、上記の通説が出来上がった要因として、政變後に梁啓超らが、西太后を中心とする政府の背後にロシアの存在を指摘することで、對抗する日本やイギリスから援助を引き出そうと考へたことが影響しているのではないかという自説を展開する（本書六〇七頁／三二頁、註一一）。史料に関しては、その記述に一定程度のバイアスがかかることは避けられない。ゆえに研究にあたっては、著者のようにバイアスを考慮しつつ史料と向き合うことが肝要になってくる。基本的に忠實な姿勢で、新たな歴史像を描き出した意義は大きいと思われる。

二點目は、變法を個々の提案の内容面だけでなく、それが唱えられた政治的思惑から検討したことである。政治史研究、特に政策決定を対象とする場合は、おおむね政策の立案・決定・實施という三つの段階に分けて考へる必要がある。著者が指摘するごとく、本書が扱う分野において思想史研究が豊富であるということは、従来は立案の段階に關心が集まっていたことを意味する。これに對し本書は、政治的思惑からの分析に重きを置き、提唱者が決定後にどのような状況を現出

させたいと目論んでいたかに注目している。つまり、單純に立案を検討するだけでなく、假定の話とは言え、實施の段階も視野に入れた考察をしているということである。著者が目指す思想史研究を踏まえた政治史研究は、このような手法に表れていると同時に、一定の成功をおさめていると評價できるだろう。

三點目として、上記の手法を用いた検討による、もう一つの成果がある。それは、戊戌變法が失敗した原因を、康有爲の思想の變轉と絡めて説明したことである。變法失敗の背景の一つに地方官のサボタージュが存在したことは、以前から言われてきた。⁽⁶⁾ここではサボタージュについて、西太后と光緒帝の力關係を考慮しての日和見と解釋するのが一般的であった。對して著者は、従来の到達點から一步踏み込み、變法が地方官を巻き込んだ改革となりえなかつた理由として、康有爲の政治的思惑に基づく地方行政に對する主張の變化を指摘する。つまり、地方官による一定の裁量を認める當時の構造に反し、その權限を奪う方向へと進んだことに、彼らの離反の要因を求めているのである。そして、それを遠因とする政變までの過程を描いていく。この地方行政の構想および擔い手をめぐる攻防と、變法の挫折とを關聯附ける分析は、従来の研究にはあまり見られない視角であり、當該分野の研究の進展に裨益するものと思われる。

四

最後に、本書を讀んで考えたことを三點述べてみたい。第一に、清朝の政治制度を、どのように捉えるかである。著者は、當面の目標にすえる清末の政治制度改革を検討するにあたり、従来の視點が辛亥革命史研究や民國史研究の立場から遡って諸政策の展開を讀み込んでいるとして問題視する(本書四頁)。そのため日清戰爭から始めて、光緒新政・辛亥革命へと續く動きの聯續性を意識した分析を進めていく。このような手法そのものは、従来の研究を發展させるものとして評價できる。一方で通説では、變法失敗の要因として、現實と改革との乖離や、急激な體制變革に對する拒否反應が指摘されている。⁽⁸⁾これらを考慮すると、政治制度改革を検討するには、もう少し射程を長く取り、清朝の政治制度や政權構造が

如何なるものだったのかについても留意する必要があったのではないだろうか。

この点については、今世紀に入って進展をみた大清帝國史研究が参考になるだろう。その成果は、一八世紀以前を対象とする研究に基づくものだが、清末の政治史を考察するうえでも有用である。清朝は官僚制度とは別に、皇族のランクや中國式の爵位制度などを結びつけた独自の爵位體系によって構成員を序列化し秩序づけていた。とりわけ、王朝創立期に功績があった「八大王」と呼ばれる親王家の當主たちは（中期以降滅亡までに、恭親王家・醇親王家など四王家が追加される）、辛亥革命まで變わることなく政治上重要な地位を占め続ける。つまり時代による變化はあれ、建國以來の愛新覺羅一族の親王らが皇帝を取り巻き、政權の中樞を擔うという構造が最後まで残っていたということである。⁹⁾そして秩序の原理は、血縁・姻戚關係や歸順時期、君主に近侍しているかなど、皇帝との血縁的・時間的・空間的な「近さ」にあったことが指摘されている。¹⁰⁾

皇帝への「近さ」が重要になるという点では、本書が着目する懋勤殿開設も、空間的な面で従来の秩序原理の延長線上にあると言える。しかし、そこに誰が入るかとなると、變法派の制度設計では、皇族や滿洲人有力者、科擧の上位合格者の參劄が保障されていない。これは皇族が政權の中樞を擔い、科擧の上位合格者が主要ポストを占める構造が崩れることを意味する。換言すると、守舊派とされる上層部を構成してきた集團にとつては、彼らの基盤を脅かす、許容範圍をこえた提案だったということである。さらに、政策決定に深く関わるといふ懋勤殿の役割を念頭に置くと、論理の異なる人選は王朝の根幹にも關わる重大事と認識されたとしても不思議はない。このような視角を取り入れることで、變法派の唱える懋勤殿開設案が一方で持つ、政權構造そのものの變革を迫る、傳統的に形成された制度・慣習・規範への挑戦としての性格が浮かび上がってくるように思われる。それと同時に、著者が意義を認める事象、例えば西太后が變法自體には反對せず祖宗の成法にそむかないよう求めたこと（本書七七頁・八八頁）、諸臣による制度局への反對を受けた西太后の態度（本書九二―九三頁）についても、別の一面が見えてくるのではないだろうか。

第二に、政變や訓政再開を分析する際の西太后の位置づけである。著者の考えでは、西太后は政策決定に非常に強い権限を持っていたとされる。それは「政治決定権」は、光緒帝にあったとは言え、西太后の意向を無視することができなかったことも実情であり、最終的な「政治決定権」は西太后にあったとも言える」という敘述にも表れている（本書八九〇頁）。このほか、「光緒帝からの権力奪取、變法派の肅清、變法を破算にすること、いずれも西太后の一存で決定できる」、「西太后にも自らが思うままに統御できないことがある。外交である」といった記述もある（以上、本書二八頁）。このうち内政と比べ、外政における裁量の幅が狭かったという指摘はもつともと言える。しかし、當時の西太后を光緒帝をもしのぐ絶対的な権力者のように評價するには、もう少し實證研究を積み重ねつつ、慎重に議論していく必要があるのではないだろうか。

光緒帝が親政していた時期の政策決定過程については、かつて評者も日清戦争の講和を対象に研究したことがある¹¹。ここでは垂簾聽政とは異なり、光緒帝が臣下を召見する場に西太后が同席せず、後から別に召見するなど、様々な臨時の措置が取られていた。また政策決定にあたり、光緒帝の判断は不可缺である一方で、西太后のそれは慣習として重要な決定を行う際に必要と認識されていたと考えられる。つまり皇帝が親政する以上、あくまで光緒帝が一人で決裁するのが原則であるが、実際には政策決定に與る意欲をみせる西太后が存在するため、現実的な對應が取られていたのではないかということである。

皇帝親政にあたっての西太后の権限については、光緒帝が成人する際にも、彼女と臣下の間で駆け引きがあった。そこでは垂簾聽政下の西太后が、臣下の總意に對して自らの権限を限定的にする方向での讓歩を迫られていた¹²。したがって、本書が扱う時期でも臣下の大部分が、皇帝だけが決定権を握るよう望んだならば、西太后が實際にどこまで政策決定に關與できたか分からない。本書が言及する、禮部六堂官の罷免を光緒帝が獨斷で決めた事件も（本書八九〇―九二頁）、見方によっては皇帝が一人で決めるのが原則だからこそ起こり得たとも言えるのではないだろうか。親政する光緒帝と西太后の

關係については、まだまだ不明な點が多く存在する。評者も含め、さらに議論を深めていく必要があるだろう。

第三は、第二とも關わるが、「政治決定權」や「政治決定に關與」といつた、本來は皇帝だけが握る政策の決定權に關わる言葉の意味するところである。著者は懋勤殿開設と政變の契機をめぐる行論（第三章第三・四節）の中で、懋勤殿へ招聘する外國人を「權限を持つ光緒帝の側近」とし、さらに「光緒帝と共に政策を協議、立案し、光緒帝の政治決定に深く關與する懋勤殿の成員、「顧問官」と説明している。そして、そこから「權限」の内容を、「光緒帝の政治決定に關與する權限」と定義している（本書九五～九九頁）。ここでの「政治決定に關與」とは、具體的に政策決定過程のどの部分を指すのか明示されておらず、詳細はよく分からない。ただ、假に光緒帝・西太后以外の人間が政策の決定そのものに直接携わり、かつそれが制度的に保障されるとなれば政治上の大問題である。また、實質的に決定を行うということであったとしても、その仕組みを説明する必要がでてくる。他方、いくら變法派でも、反撥必至の情勢下で、そこまでの提案をするとは想像しにくい。

これに關聯して著者は、別の部分で「顧問官」の役割は「内閣大學士、南書房に近い」と書いている（本書九九頁）。また、招聘を指す伊藤博文を「皇帝の輔弼顧問」とする日本側史料も紹介する（本書一二四頁、註九三）。これらの記述を念頭に置くと、著者の言う「光緒帝の政治決定に關與する權限」とは、政策を立案し、皇帝やその他の成員と議論するところまでで、結果として光緒帝による決定に影響を及ぼしうることを含意した表現ではないかと思われる。いずれにしても、これらの語句の定義は本書にとって重要なので、もう少し丁寧な説明があってもよかつたのではないだろうか。それにより、著者の意圖がより明確に傳わり、本書の價值を高めることに繋がるだろう。

以上のように述べてきたが、これは評者の感想のようなものであって、本書の價值を下げるものでは全くない。むしろ著者が明らかにした事實は、研究を飛躍的に進める可能性を持つ重要なものと言える。本書の成果は、新たな議論を活潑にし、當該分野の進展に寄與するものとなっていくだろう。

註

- (1) 主なものとして、中國史學會（主編）『戊戌變法』全四冊、神州國光社、一九五三年に收められた康有爲の上書や『康南海自編年譜』、梁啓超『戊戌政變記』中華書局、一九五四年などがある。
- (2) 孔祥吉・村田雄二郎「翁同龢日記」改削史實」同『清末中國と日本——宮廷・變法・革命——』研文出版、二〇一一年、一九～四三頁。
- (3) 宮古文尋「日清戰爭以後の清朝對外聯携策の變轉過程」『東洋學報』九三―一、二〇一一年、一～二七頁。このほか本書と關聯するものとして、第一～三章のもとになった論文のエッセンスを概説的にまとめた「戊戌政變に關する一考察——對外政策の變轉と光緒帝——」『ソフィア』六〇―三、二〇一三年、八二～一〇九頁がある。
- (4) 思想史の分野における代表的な研究として、小野川秀美『清末政治思想研究』みすず書房、一九六九年がある。また政治史の分野における研究には、本書で言及されるもの以外に、稲田正次「戊戌政變について」仁井田陞（編）『近代中國研究』好學社、一九四八年、二〇七～二四二頁がある。
- (5) 外政と内政の相互關に着目した研究手法は、當該分野の基本書と言える坂野正高『近代中國政治外交史』東京大學出版會、一九七三年に見られる。本書では、直接的な言及はなされていないが、それを意識した考察と思われる。
- (6) 坂野前掲書、四五四～四五五頁。このほか、士大夫讀書人層を離反させたこと、變法派（皇帝）が軍事力を掌握していなかったこと、が指摘されている。
- (7) 岡本隆司は、當時の政治社會構造を「現地の實情に應じた施策を地方の裁量で行い、中央が點檢承認する」ものと説明している（同『李鴻章』岩波書店、二〇一一年、一九二頁）。
- (8) 小野川前掲書、一五五頁／坂野前掲書、四五三～四五四頁／川島眞『シリーズ中國近現代史② 近代國家への摸索 1894-1925』岩波書店、二〇一〇年、三四～三五頁など參照。
- (9) 例えば本書が對象とする時期には、一八八四～一九〇一年に首席軍機大臣を務めた禮親王世鐸、義和團事件で登場する端郡王載漪、總理衙門大臣を長らく務め、内閣官制（いわゆる「親貴内閣」）で總理大臣に任命された慶親王奕劻がいる。このような見方は、著者が今後の課題として掲げる、光緒新政を経て革命へと至る時期の研究にも有用なのではないだろうか。
- (10) 杉山清彦「大清帝國と江戸幕府」懷德堂記念會（編）『世界史を書き直す 日本史を書き直す』和泉書院、二〇〇八年、一六七～一七六頁／同『大清帝國の形成と八旗制』名古屋大學出版會、二〇一五年、四〇二～四二〇頁等參照。

(11) 拙稿「光緒帝親政期における西太后の政治關與」『ふびと』六五、二〇一四年、一〜二〇頁／拙稿「日清講和にむけた光緒帝の政策決定と西太后」『史學雜誌』一二三—一三三、二〇一四年、六九〜九三頁。

政策決定過程」『歴史學研究』八五三、二〇〇九年、一六〜三二頁參照。

(12) 詳しくは、拙稿「光緒帝の親政開始をめぐる清朝中央の

二〇一七年七月 東京 汲古書院
 一二二糧 九十二五九十一八頁 七、〇〇〇圓十税